

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年9月15日
香川県知事 浜田 恵造

1 意見の対象となった届出に係る公告

平成27年4月24日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ケースデンキ丸亀競技場前店
丸亀市原田町字三分一1900 外11筆

3 法第8条第1項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要

- 排水計画等を作成し、地元水利組合と協議し了解を得ること。
- 申請地は農地のため、農地法に基づく農地転用申請をすること。
- 周辺環境に十分配慮して施工するとともに、特定建設作業等を行う場合は事前届出をすること。
- 地元雇用の確保に努めること。
- 地元コミュニティや自治会等への周知を十分にお願したい。
- 丸亀総合運動公園でのイベントの際は、アクセスや駐車場等に問題が生じる恐れがあり、ご理解いただくとともに相互連携を図っていただきたい。
- 景観条例に基づく届出をすること。
- 都市計画法に基づく開発協議をすること。
- 出入口の安全対策を検討すること。
- 工事の際は市建設課に届出すること。

4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課
縦覧期間	平成27年9月15日(火曜日)から同年10月15日(木曜日)まで